

千葉県告示第74号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和2年1月28日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年1月28日

千葉市長 熊谷俊人

路線名	供用開始区間	供用開始日
市道 園生町25号線	稲毛区園生町1249番12から 稲毛区園生町1202番12まで	令和2年1月28日